平成２８年（フ）第２７号
北海道帯広市西10条南32丁目３番地21
債務者　永井　英輝
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
盛岡市西見前19地割59番地５　コーポ朝日203号、旧住所盛岡市西見前15地割22番地12
債務者　大川　元一
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４６号
盛岡市永井21地割４番地５　経塚荘103号
債務者　浜守　龍聖
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第４０号
静岡県富士市中央町３丁目７番７号　ルネパレス中央町103号、前住所静岡県富士宮市小泉281番地の５
債務者　中川　　力
1　決定年月日時　平成28年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１２号
和歌山市太田１丁目11番９―403号　シャルマンフジスマート和歌山駅前ＥＡＳＴ
債務者　木村　　修
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２５号
和歌山市吹屋町４丁目10番地　サンコープラザ吹屋町101
債務者　上野山高広（旧姓土岐）
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
和歌山市雄松町６丁目38番地　白樫団地304号
債務者　日髙真生子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３６号
和歌山市船所184番地２　ディアスくすみ103号
債務者　中村千佐子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
和歌山県伊都郡高野町大字高野山26番地の４
債務者　中田　節子
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第５３号
和歌山市太田２丁目11番９―605号
債務者　米田　　勉
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７２号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅2600番地５町営住宅
債務者　濵井　豊茂
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２号
山口県宇部市野中４丁目６番25号森藤第１ハイツ102号、従前の住所山口県宇部市大字東岐波1784番地２
債務者　磯中　昭雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２９５号
香川県高松市宮脇町１丁目35番１号
債務者　本多　明雄
1　決定年月日時　平成28年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０号
香川県坂出市室町３丁目５番45号　竹田アパート
債務者　林　勝太郎
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１１号
香川県坂出市室町３丁目５番45号　竹田アパート
債務者　林　さくら
1　決定年月日時　平成28年３月16日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１６３５号
東京都板橋区清水町85―17―204
債務者　鈴木　俊和
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６３６号
東京都板橋区清水町85―17―204
債務者　鈴木祐紀乃
1　決定年月日時　平成28年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部